

平成30年10月15日

東京弁護士会会長 安井規雄 様  
第一東京弁護士会会長 若林茂雄 様  
第二東京弁護士会会長 笠井直人 様  
日本弁護士連合会会長 菊地裕太郎 様

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3番19号 紀尾井町コートビル301

六法法律事務所内

二弁設立の趣旨を守る会

代表 弁護士 道本 幸伸 (二弁会員)  
幹事 弁護士 浅野 晋 (同上)  
幹事 弁護士 土居 健造 (同上)  
幹事 弁護士 伊藤 亮 (同上)



### 東京三弁護士会正常化に関する要請書

東京の弁護士会は、現在三つに分かれております。3人の会長間には意思統一のルールはなく、整合性がないため、どの会長も東京の弁護士の代表とは認められません。結果として東京の弁護士および弁護士会は、代表する機関が不在となっています。公法人であるのに、責任者不在というのは他に例を見ないものと思います。国際的にも説明できない首都東京の不名誉な事態であるともいえます。

弁護士会の鼎立状態は、大正末期の会長選挙をきっかけとした会員間の諍いが原因となって、それまで一つだった弁護士会が二つの弁護士会に分裂し、その後さらに分裂して三つに別れたという歴史的背景があります。現行の弁護士法も「弁護士会は地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない」(32条)と定め、地方裁判所毎に弁護士会を設立するという原則を明らかにしていますが、東京に複数の弁護士会が存在していた現実を踏まえた例外規定(89条1項)を設けました。しかし同時に「前項の弁護士会は、何時でも合併又は解散することができる。」(89条2項)と定めて変則的状态を是正するための条項を特別に設けています。



東京にだけどうして三つの弁護士会があるのかという市民の素朴な疑問に対して、それが弁護士間の諍いに端を発していたと説明するのはいささか憚れることと思われ  
ますし、早急に過去の遺憾な歴史を清算して、弁護士法が定める原則に従い新たな出  
発をする時期であると思われます。また弁護士会正常化は、弁護士自治を認められた  
私たち東京の弁護士の責任でもあると思ひます。

鼎立している弁護士会の統合が実現されれば、弁護士会への信頼とその活動への理  
解が高まるばかりか、会務や人件費等の経費の大幅な節減にもなり、会員の負担が軽  
減されますし、弁護士会館の有効利用も促進するという喜ばしい効果も期待できます。

私たち「二弁設立の趣旨を守る会」は、第二東京弁護士会こそが分裂正常化を目的  
として設立された弁護士会であることに鑑み、第二東京弁護士会やその会員が率先し  
て統合実現の活動をするべきであるとして設立した団体です。今般、私たち「二弁設  
立の趣旨を守る会」は、東京三会に対して、東京三会を合併して上記変則的な形態を  
是正し、弁護士法が定める正常な姿に復するよう、早急にその検討委員会の設置その  
他東京三会の合併に向けての実効性のある措置を講ずることを要請いたします。

また日本弁護士連合会におかれては、東京三会が、合併へ向けて着実な一歩を進め  
るよう、弁護士法第45条2項に基づき、適切な指導もしくは監督するように要請い  
たします。

なお本要請書に対する検討結果などについて、本年12月末までにご回答いただき  
たく併せ要請いたします。

以上